

通達甲（備. 備 1. 機）第 1 号
昭 和 4 9 年 1 月 9 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁儀じよう隊規程の制定について

〔沿革〕 平成 4 年 3 月 通達甲（備. 備 1. 機）第 1 号
5 年 1 1 月 同（副監. 総. 企. 組）第 1 5 号
1 3 年 3 月 同（副監. 備. 備 1. 庶）第 1 0 号
2 4 年 5 月 同（備. 備 1. 機 2）第 1 号
2 5 年 1 月 同（副監. 備. 備 1. 企）第 1 号改正

このたび、警視庁儀じよう隊規程（昭和 4 9 年 1 月 9 日訓令甲第 1 号。以下「規程」という。）が制定され、昭和 4 9 年 1 月 1 0 日から施行されることになったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

当庁における儀じようについては、従来、必要に応じてその都度、儀じよう隊を編成して運用してきたところであるが、今後、儀式等の増加に伴って、その任務もいつそう重要性を増すものと予想され、また、儀じようのもつ儀容的要素とその技術性から、隊員に高い練度が要請される等の理由から、これを制度化してその専門化を図り、より適切な儀じように努めようとするものである。

第 2 運用上の留意事項

1 任務（第 2 条関係）

- (1) 「国内外の賓客」とは、おおむね次のとおりとする。
 - ア 天皇陛下
 - イ 皇后陛下、皇太子同妃両殿下及びその他の皇族殿下
 - ウ 内閣総理大臣及び国賓
 - エ 国家公安委員会委員長
 - オ 公賓並びに国賓及び公賓に準ずる者
 - カ 警察庁長官
- (2) 「公式訪問」とは、外務省、警察庁等の他官庁を通じて正式に当庁を訪問する場合をいう。

- (3) 「その他特に必要があると認めるとき」とは、弥生廟例祭、年頭部隊出動訓練等全庁的儀式、行事等を行う場合をいう。

2 編成等（第3条関係）

- (1) 儀じよう隊員の定員及び指定は、次表のとおりとする。

所属\区分	隊長	小隊長	分隊長	隊員	計	合計
第一機動隊	1	1	1(1)	7	9	91人
第二機動隊			1	8(1)	9	
第三機動隊		1	1	7(1)	9	
第四機動隊			1	8(1)	9	
第五機動隊			1	8(1)	9	
第六機動隊			1	8(1)	9	
第七機動隊		1	1	7(1)	9	
第八機動隊			1	8(1)	9	
第九機動隊			1	8(1)	9	
特科車両隊				1	8(1)	

(注) 隊員欄の()は、鼓隊員を内数で示す。

- (2) 儀じよう隊長には警部を、小隊長には警部補を、分隊長には巡查部長をもつて当てる。
- (3) 儀じよう隊長は、機動隊の警部の中から、警備第一課長が別途指名するものとする。
- (4) 機動隊長は、次の基準に該当する者の中から、真に儀じよう隊員としてふさわしい者を指名するものとする。
- ア 身長が170センチメートルから177センチメートルまでであること。
- イ 容姿端正で礼儀正しいこと。
- ウ 眼鏡を使用していないこと。
- (5) 隊長は、儀じよう隊員に指名し、又は指名の解除をしたときは、その都度、別記様式により、警備部長（警備第一課機動隊第二係及び警備第二課警備訓練第三係経由）に報告するものとする。

3 派遣要請

儀じよう隊の派遣要請は、原則として当日の7日前までに警備部長（警備第一課機動隊第二係）に対し、次の事項を明らかにして口頭又は文書により行うものとする。

- (1) 儀式等の主催者名及び派遣要請者名
- (2) 儀式等の日時及び場所
- (3) 儀式等の名称及び内容
- (4) 派遣人員

4 細部事項（第5条関係）

(1) と列

ア と列は、原則として、受礼者が来る方位を上位とし、受礼者が通る片側又は両側に整列して、これに対し敬礼を行う。

イ と列は、天候等の理由から行うことが困難な場合及び夜間にあつては、これを省略することができる。

(2) 儀じよう

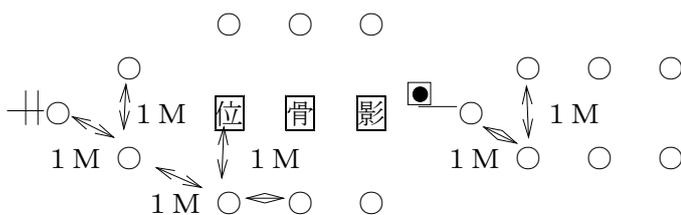
ア 祝儀

式の性格、会場及び規模に応じてその都度、関係部課と協議のうえ、実施方法を決定する。

イ 葬儀

(7) 式場における儀じよう隊は、場内の適宜の位置に整列し、ひつぎ等を式場に迎え、又は式場から送るに当たり、これに対し敬礼を行う。

(4) ひつぎ等とともに行進する場合は、次の隊形により、これを側衛しながら遅足行進する。



【図内文字】

1M 位 骨 影

注：Mはメートルを表す。

第3 教養訓練

儀じよう隊員の教養訓練は、警備第二課長（警備訓練第三係）が訓練計画を策定して行うものとする。